# 学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

1.	文学部・人文科学研究院	研究 1-1
2.	教育学部・人間環境学研究院	研究 2-1
3.	法学部・法学研究院	研究 3-1
4.	経済学部・経済学研究院	研究 4-1
5.	理学部・理学研究院	研究 5-1
6.	医学部・医学研究院	研究 6-1
7.	歯学部・歯学研究院	研究 7-1
8.	薬学部・薬学研究院	研究 8-1
9.	工学部・工学研究院	研究 9-1
10.	芸術工学部・芸術工学研究院	研究 10-1
11.	農学部・農学研究院	研究 11-1
12.	比較社会文化研究院	研究 12-1
13.	言語文化研究院	研究 13-1
14.	数理学研究院	研究 14-1
15.	システム情報科学研究院	研究 15-1
16.	総合理工学研究院	研究 16-1
17.	生体防御医学研究所	研究 17-1
18.	応用力学研究所	研究 18-1
19.	先導物質化学研究所	研究 19-1
20.	情報基盤研究開発センター	研究 20-1

# システム情報科学研究院

Ι	研究水準	 研究 15-2
I	質の向上度	 研究 15-3

# Ⅰ 研究水準(分析項目ごとの水準及び判断理由)

### 1. 研究活動の状況

平成16~19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

## [判定]

期待される水準を上回る

#### 「判断理由〕

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、平成19年度の教員一名当たりの年間論文数が5.4件であり、高いアクティビティ水準を維持している。当該研究院の研究内容は、わが国の科学技術基本計画の重点政策である4分野にすべて関係しており、個々の研究者の専門分野での活動のみならず、地域社会や産業界との連携も行っている。研究資金の獲得状況については、大型の研究資金を中心に、科学研究費補助金、受託研究費、共同研究費等過去4年で30%以上増加している。また、次世代研究スーパースター養成プログラムを推進し、優秀な若手研究者が自立して研究に邁進していることなどは、優れた成果である。

以上の点について、システム情報科学研究院の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、システム情報科学研究院が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果(判定)を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

#### 2. 研究成果の状況

平成 16~19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

## [判定]

期待される水準を上回る

### 「判断理由〕

「研究成果の状況」について、学術面では、情報科学と電気電子工学を融合した分野において先端的な研究成果が数多く生まれている。卓越した研究成果として、例えば、データ圧縮に関する研究、並列計算システムに関する画期的な研究、CVD プラズマ中のナノ粒

子に関する研究、高磁界下にある高温超伝導線内の損失分布に関する研究、磁気的なバイオ免疫検査装置の開発等があり、国際的に高い評価の研究成果を上げている。社会、経済、文化面では、文部科学省の知的クラスター創成事業で、システム LSI 設計開発拠点の形成を推進し、無線通信用 LSI、リコンフィグラブルアーキテクチャ、組み込みソフトウエア等の分野で多くの研究成果を上げ、人材育成の組織を構築して 100 社以上の企業を地域に集積させることに成功している。また、過去4年間の研究成果によって、154件の賞を受賞していることなどは、優れた成果である。

以上の点について、システム情報科学研究院の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、システム情報科学研究院が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果(判定)を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

## II 質の向上度

## 1. 質の向上度

平成 16~19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

# [判定]

相応に改善、向上している

## [判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が1件、「高い質(水準)を維持している」と判断された事例が1件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が1件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果(判定)を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。